

一般財団法人水戸市商業・駐車場公社コワーキングスペース水戸管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人水戸市商業・駐車場公社が設置するコワーキングスペース水戸の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市における商業の支援及び起業・創業を目指す方への支援を推進するとともに、まちなかの賑わい創出を図るため、コワーキングスペース水戸を設置する。

名称 コワーキングスペース水戸

位置 水戸市南町3丁目3番35号

(事業)

第3条 コワーキングスペース水戸は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 創業の相談・支援及び人材育成並びに各種セミナー等の開催に関する事
- (2) まちなかのコミュニティーの場の提供並びに交流の推進に関する事
- (3) 商業に関する調査研究及び情報の提供に関する事
- (4) にぎわい創出のための各種イベントの支援に関する事
- (5) コワーキングスペース水戸の利用に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関する事

(職員)

第4条 コワーキングスペース水戸に次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) その他の職員

(利用の許可)

第5条 コワーキングスペース水戸を利用しようとする者は、理事長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 理事長は、管理上必要があるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、コワーキングスペース水戸の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) コワーキングスペース水戸の施設及び設備を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する恐れがあるとき。

(5) 前各号の掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項に規定するコワーキングスペース水戸の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外にコワーキングスペース水戸を利用し、又は、その権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第8条 理事長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取消し、又は利用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、利用者に損害が生ずることがあっても、理事長はその責めを負わない。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この規程又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (4) その他理事長が、必要があると認めたとき。

(利用料)

第9条 利用者は、コワーキングスペース水戸の利用許可を受けたときは、別表に定める利用料を納付しなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときはこの限りでない。

(利用料の減免)

第10条 理事長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減免し、又は免除することができる。

(利用料の還付)

第11条 既納の利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意または過失により施設及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又は理事長が認める損害額を賠償しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この規程の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

別表（第9条関係）

1 会員入会金

入会時	料金
	5,000 円

2 会員利用料

利用スペースの区分	単位	利用料	備考
コワーキングスペース ファクトリースペース 会議スペース イノベーション・コミュニティスペース	月	8,000 円	

3 一般利用者利用料

利用スペースの区分	単位	利用料	備考
コワーキングスペース ファクトリースペース	日	1,000 円	
	4 時間	500 円	
会議スペース	1 時間	500 円	
イノベーション・コミュニティスペース	1 時間	1,000 円	

4 その他の利用料

区 分	単位	利用料	備考
法人登記	月	2,000 円	